

指定管理者選定審査会における候補者の選定に伴う意見概要

1	施設名	近江八幡市沖之島漁港	
2	施設の概要	(1) 所在地	近江八幡市沖島町地先
		(2) 設置目的	漁業の振興をはじめ公共水域の秩序維持を図るための施設として、漁業をはじめ地域の発展に寄与すること。
		(3) 開港日	無休
		(4) 施設等の概要	総敷地面積 32,435.7㎡ 漁港基本施設 護岸又は堤防、岸壁、舟揚場 漁港機能施設 臨港道路、荷捌所用地、野積場用地 他
3	指定管理業務に関する概要	実施方法	特例（公募によらない）
		指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）
		管理業務内容	(1)維持運営計画に関する業務 (2)施設の維持管理に関する業務 (3)占用料・利用料金の徴収及び施設の使用許可等に関する業務 (4)水域施設（航路、泊地）の管理に関する業務 (5)施設の安全管理に関する業務 (6)外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設等の管理（点検）に関する業務 (7)施設内の環境美化等のための管理 (8)その他
		管理料参考額	（上限額）4,800,000 円 指定期間の管理料限度額 （消費税及び地方消費税を含む）
4	指定管理者の候補者	所在地	近江八幡市沖島町43番地
		名称	沖島漁業協同組合
5	審査方式	採択方式	
	審査概要及び意見等	（敬称略、順不同）	
	選定審査会委員	平居 新司郎	（公認会計士・税理士）
		岩井 由紀子	（社会保険労務士）
		江南 仁一郎	（近江八幡市副市長）
		益田 卓弥	（近江八幡市総務部長）

5 審査概要及び意見等	審査基準	審査基準	
		1	利用者の公平な利用の確保及びサービスの向上が図れるものであること
		2	適切な維持及び管理のもと、当該施設の目的に基づいた効果を最大限に発揮するものであること
		3	管理経費の縮減が図れるものであること
		4	施設の管理を安定して適確に遂行するに足る物的能力及び人的能力を有するものであること
5	その他(危機管理体制、個人情報の保護措置)		
審査経過	<p>第1回選定審査会【令和元年年8月28日】 * 特例により指定候補者を選定すること及び指定管理候補者を「沖島漁業協同組合」とすることについて</p> <p>第2回選定審査会【令和元年年10月23日】 * 申請書類の審査、施設管理担当課に対してヒアリングを実施</p>		
特例にて選定する理由	<p>近江八幡市沖之島漁港は、漁業の振興や公共水域の秩序維持を図り、漁業をはじめ地域の発展に寄与することを目的とした施設である。施設の維持管理については、琵琶湖総合開発の一環で施設が整備された後、漁業活動の拠点施設として今日まで現在の指定管理者である沖島漁業協同組合が行っているところである。</p> <p>当該組合は、日常、沖島漁業協同組合員が漁業活動のため施設を利用していることに加え、沖島住民が日常生活の交通手段(通船を含む。)として利用することから、施設の構造等に精通しており、日常管理や緊急時における利用者への迅速な対応が可能である。さらには、サービス向上のための情報収集及び改善など、当該組合の性質上、施設管理に必要な物的・人的機能を有した団体であることから最も効率的かつ適正な管理を行なうことができる。</p> <p>以上のことから、特例で「沖島漁業協同組合」が指定管理者となることが適切と判断する。</p>		
審査意見	<p>特例により指定候補者を選定する理由や、申請者からの申請内容、施設管理担当課に対して行ったヒアリング内容等を基に総合的に判断し、申請者を指定管理候補者とすることを認める。</p>		